

機密保持契約書

株式会社クロスワン（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）の間で、甲のネットDPEサービスとの提携事業もしくは業務提携又はその検討（以下「本件事業等」という。）を行うにあたり、甲乙相互に情報交換を行う際の機密保持等の条件に関し、次の通り契約を締結する。

第1条（本契約の目的）

本機密保持契約（以下「本契約」という。）は、甲および乙が、双方の利益に資するため、本件事業に関してそれぞれ保有する技術上および営業上の情報を相互に開示・交換する際の条件を定めることを目的とする。

第2条（機密情報）

1. 本契約において「機密情報」とは、本契約期間中に甲又は乙が相手方から開示若しくは提供されたまたは自ら知り得た本件事業等又は相手方に関する有形無形の技術上、営業上、財務上、組織上その他一切の情報をいう。ただし、いかなる機密情報も、開示者による「機密」、「極秘」または「CONFIDENTIAL」の明記（以下「機密表示」という。）がなされていないが、口頭または磁気記録媒体等の機密表示が不可能な開示方法により開示されるものについては、開示者が「機密情報」である旨を相手方に口頭で通知することにより機密表示として取扱うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを、開示を受けた当事者が証明することのできる情報は、機密情報には含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、または開示後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報。
 - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報。ただし、甲乙間にて締結された契約により機密保持または目的外使用禁止義務を負っている情報については、当該契約の定めに従うものとする。
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報。
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し機密保持義務を課すことなく開示した情報。
 - (6) 法律の強制力を伴い裁判所又は管轄官公庁により開示を要請された情報。

第3条（守秘義務）

1. 甲および乙は、相手方から開示された機密情報を機密として保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示しまたは漏洩しないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲または乙は、自己の役員・従業員に対し、機密情報を開示できるものとする。但し、甲または乙は本件事業の遂行のために知る必要がある者のみに対して機密情報を開示するものとし、機密情報を開示した相手先が機密情報を第三者に提供、開示又は漏洩しないよう厳重に指導及び監督する。
3. 甲および乙は機密情報を紛失した場合には、直ちに相手方に対し連絡するものとする。
4. 甲および乙は、本件事業遂行上必要な場合のほか、機密情報または機密情報を含む物件について、複製、複写、翻案、翻訳等の行為をしてはならない。

第4条（目的外使用禁止）

甲および乙は、相手方から開示された機密情報を本件事業等の目的にのみ使用するものとし、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用しないものとする。

第5条（機密情報の返還及び廃棄）

甲および乙は、本契約終了後、又は、相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく相手方の要請により、相手方から提供された機密情報並びに機密情報を記載又は包含した書面、電磁的記録その他の媒体物およびその全ての複製物を返却、または相手方の指示に従い廃棄するものとする。

第6条（損害賠償等）

甲及び乙は、自己の責めに帰すべき事由により万一機密情報が漏洩し、又は、本契約で許容されている範囲を超えて機密情報を利用することにより、相手方に損害を与えた場合には、相手方の損害賠償請求に応じるとともに、機密情報を記載した文書、磁気記録媒体等の回収、機密情報の漏洩又は利用により得られた成果の回収等を行い、機密情報の漏洩又は利用により相手方が被った損害を最小限にとどめるよう最善の処置を尽くすものとする。

第7条（知的財産権等）

1. 本契約に基づく甲又は乙から相手方への情報の提供又は開示は、明示黙示を問わず、機密情報及びそこに含まれる特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権についての相手方に対する使用权、実施権、ライセンスの付与若しくは設定又は譲渡を意味するものではない。
2. 甲及び乙は、機密情報の中に、知的財産権になりうる情報が含まれていたとしても、国内外においてリバース・エンジニアリング又は特許申請行為等その情報に関する権利又は利益を相手方から奪う行為を、自ら行わず、また、自己の役員、従業員を含む如何なる第三者にも行わせないものとする。

第8条（他契約との関係）

1. 本契約は、甲乙間のいずれの機密保持契約にも影響を及ぼさないものとする。
2. 本契約は、機密情報の取扱いについて、甲乙間の書面による合意の上、本契約とは異なる条件を個別に定めることを何ら妨げるものではない。

第9条（開示義務の否認）

本契約のいかなる条項も、甲および乙に対し、情報開示義務を課すものと解釈されてはならない。

第10条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、 年 月 日から1年間とする。ただし、この期間は、甲および乙の文書による合意によって変更することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約が終了した場合においても第2条乃至第7条及び第11条の規定は本契約の有効期間中に開示、提供又は知得された機密情報につき本契約終了後2年間有効に存続するものとする。

第11条（裁判管轄）

本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項、本契約の規定に関する疑義、および本契約の変更については、甲乙協議の上、誠意をもってこれを決定する。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上1通を保有する。

年 月 日

甲： 東京都豊島区高松2丁目47-5
株式会社クロスワン
代表取締役 品川 全

乙：